

公益デジタルプラットフォーム運営事業者認定制度 申請要領

目次	
1.	公益デジタルプラットフォーム運営事業者認定制度について 1
1.1.	制度の概要 1
1.2.	認定基準の概要 2
1.3.	認定の有効期間と更新 2
2.	手続き方法 3
2.1.	新規申請の場合 3
2.2.	更新申請の場合 3
2.3.	認定を受けた申請書の内容を変更する場合 4
3.	お問い合わせ先 5
4.	申請書の記載方法 6
4.1.	新規申請の場合 6
4.2.	更新申請の場合 14
4.3.	認定を受けた申請書の内容を変更する場合 14
5.	【参考】関係法令 15
5.1.	情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号） 15
5.2.	情報処理の促進に関する法律施行規則（平成28年経済産業省令第102号） 15

2024 年 7 月 3 日 策定
2025 年 8 月 27 日 更新

独立行政法人情報処理推進機構
デジタル基盤センター

1. 公益デジタルプラットフォーム運営事業者認定制度について

1.1. 制度の概要

複数のステークホルダーを横断したデータ共有を行うデータ連携システムはデジタルライフラインの根幹として位置付けられますが、このようなシステムを事業者が安心して積極的に活用するためには、企業の営業秘密やデータ主権への配慮、相互運用性の確保等の環境整備が重要であり、当該システムの運営を行う者には一定程度の公益性が求められます。このため、データ連携システムの運営及び管理を行う者のうち特に必要な民間事業者等を政府が「公益デジタルプラットフォーム運営事業者（以下「公益 DPF」という）」として認定し、公益性を担保する仕組みが創設されました。

本制度では、情報処理の促進に関する法律（昭和 45 年法律第 90 号）第 28 条に基づき、経済産業大臣が事業者に対して認定を行います。また、本制度の申請の受付、審査等の認定審査事務は独立行政法人情報処理推進機構が行います。

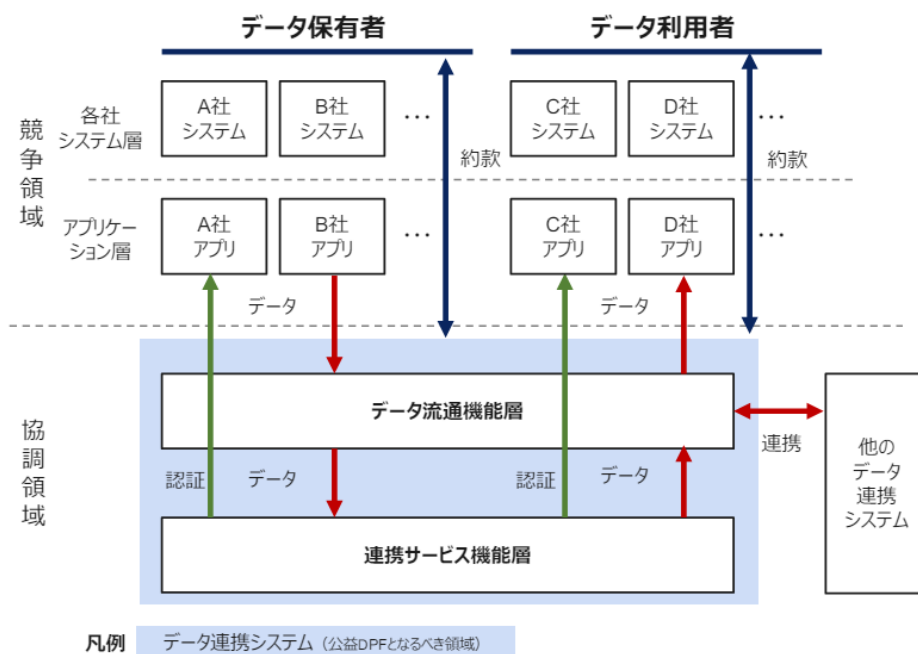


図 1 公益デジタルプラットフォームの位置づけ

1.2. 認定基準の概要

公益 DPF 認定制度の認定基準は情報処理の促進に関する法律施行規則（平成 28 年経済産業省令第 102 号）で定められています。公益 DPF 認定を取得するためには、DX 認定の基準に加え、以下の基準に適合することが求められます。

- ・ データ連携システムの運用及び管理（※IPAが定めるガイドライン等の文書に準拠すること等）
- ・ 安全性・信頼性の確保
- ・ 相互運用性の確保
- ・ 事業安定性の確保

認定基準の詳細は「情報処理の促進に関する法律施行規則 第 41 条（【参考】関係法令 5.2 参照）」をご確認ください。

※公益 DPF 認定を取得するために準拠が必要となるガイドラインは、IPA のウェブページで順次公開します。

1.3. 認定の有効期間と更新

本制度の認定は、2 年ごとにその更新を受けなければ、その効力を失います。本制度の認定を受けた事業者は、認定の更新を受けようとする場合、認定後 2 年を経過する日の 60 日前までに認定更新申請書を提出する必要があります。

2. 手続き方法

2.1. 新規申請の場合

公益デジタルプラットフォーム運営事業者の認定を新規に申請する場合は、以下の手続きに従って申請を行ってください。

- ① 申請にはGビズIDが必要となります。あらかじめGビズIDを取得してください。
- ② DX推進ポータル（下記URL）にアクセスし、各制度の申請・届出「DX認定・公益DPF認定」に進み、「公益DPF認定制度」の「新規申請」を選択してください。

「DX推進ポータル」

<https://dx-portal.ipa.go.jp/i/signin/top>

なお、DX推進ポータルの詳細な使い方は「DX推進ポータル利用者マニュアル」を参照してください。

「DX推進ポータル利用者マニュアル」

https://filemanager.dx-portal.ipa.go.jp/public-documents/manual/Manual_DX推進ポータル利用者マニュアル.pdf

- ③ ウェブフォームに必要事項を入力ください。
なお、公益DPF認定制度の申請では、DX認定制度と共通の申請入力箇所と公益DPF認定制度のみの申請入力箇所があります。DX認定制度と共通の申請入力箇所については、DX認定制度の申請要領を参照してください。
「DX認定制度 申請要項 本編. 申請ガイダンス」
<https://www.ipa.go.jp/digital/dx-nintei/j5u9nn0000005hhp-att/dx-nintei-guidance.pdf>
- ④ 公益DPF認定に必要な添付書類もウェブフォームにてアップロードしてください。
なお、本ウェブフォームでは個人情報や社内秘密情報など、機密性の高い情報を含むファイルをアップロードしないようにお願いします。
- ⑤ 入力内容を反映したWord形式の認定申請書（様式第16）が自動生成されるため、内容をダウンロードしてご確認いただき、フォーム送信により提出を完了してください。なお、認定申請書の提出後に追加で資料の提出を求める場合がございます。
- ⑥ 認定申請書の内容が認定の基準に適合すると認められる場合は、申請書類を提出してから通常4か月以内（追加提出書類がない場合）に経済産業大臣が認定を行い、申請者に対して認定結果が通知されます。また、認定後に申請者の名称や認定申請書が公表されます。

2.2. 更新申請の場合

公益デジタルプラットフォーム運営事業者の認定の更新を申請する場合は、以下の手続きに従って申請を行ってください。

- ① DX推進ポータル（下記URL）にアクセスし、各制度の申請・届出「DX認定・公益DPF認定」に進み、「公益DPF認定制度」の「更新申請」を選択してください。

「DX推進ポータル」

<https://dx-portal.ipa.go.jp/i/signin/top>

なお、DX推進ポータルの詳細な使い方は「DX推進ポータル利用者マニュアル」を参照してください。

「DX推進ポータル利用者マニュアル」

https://filemanager.dx-portal.ipa.go.jp/public-documents/manual/Manual_DX推進ポータル利用者マニュアル.pdf

- ② ウェブフォームに必要事項を入力ください。
なお、公益DPF認定制度の申請では、DX認定制度と共通の申請入力箇所と公益DPF認定制度のみの申請入力箇所があります。DX認定制度と共通の申請入力箇所については、DX認定制度の申請要領を参照してください。

「DX認定制度 申請要項 本編. 申請ガイダンス」

<https://www.ipa.go.jp/digital/dx-nintei/j5u9nn0000005hhp-att/dx-nintei-guidance.pdf>

- ③ 公益DPF認定に必要な添付書類もウェブフォームにてアップロードしてください。
なお、本ウェブフォームでは個人情報や社内秘密情報など、機密性の高い情報を含むファイルをアップロードしないようにお願いします。
- ④ 入力内容を反映したWord形式の認定更新申請書（様式第17）が自動生成されるため、内容をダウンロードしてご確認いただき、フォーム送信により提出を完了してください。なお、認定更新申請書の提出後に追加で資料の提出を求める場合がございます。
- ⑤ 認定更新申請書の内容が認定の基準に適合すると認められる場合は、申請書類を提出してから通常4か月以内（追加提出書類がない場合）に経済産業大臣が認定を行い、申請者に対して認定の更新結果が通知されます。また、認定の更新後に申請者の名称や認定更新申請書が公表されます。

2.3. 認定を受けた申請書の内容を変更する場合

認定を受けた認定申請書または認定更新申請書の内容を変更する場合は、以下の手続きに従って必ず申請を行ってください。

- ① DX推進ポータル（下記URL）にアクセスし、各制度の申請・届出「DX認定・公益DPF認定」に進み、「公益DPF認定制度」の「変更申請」を選択してください。
「DX推進ポータル」
<https://dx-portal.ipa.go.jp/i/signin/top>
なお、DX推進ポータルの詳細な使い方は「DX推進ポータル利用者マニュアル」を参照してください。
「DX推進ポータル利用者マニュアル」
https://filemanager.dx-portal.ipa.go.jp/public-documents/manual/Manual_DX推進ポータル利用者マニュアル.pdf
- ② ウェブフォームに必要事項を入力ください。
- ③ 入力内容を反映したWord形式の認定変更申請書（様式第18）が自動生成されるため、内容をダウンロードしてご確認いただき、フォーム送信により提出を完了してください。
- ④ 認定変更届出書の内容を踏まえ、認定を受けた認定申請書または認定更新申請書の内容が認定の基準に適合すると認められる場合は、認定変更届出書が公表されます。

3. お問い合わせ先

(1) お問い合わせ窓口

独立行政法人情報処理推進機構

デジタル基盤センター

デジタルトランスフォーメーション部

公益 DPF 認定制度 事務局

(2) メールアドレス

disc-dx-dpf[アット]ipa.go.jp

4. 申請書の記載方法

4.1. 新規申請の場合

公益DPF認定制度の新規申請に必要な内容にはDX認定の申請内容が含まれます。申請者情報や、DX認定に関する申請内容（認定申請書第1～3面）の詳細や記載方法については「DX認定制度 申請要項 本編. 申請ガイダンス」をご確認ください。

「DX認定制度 申請要項 本編. 申請ガイダンス」

<https://www.ipa.go.jp/digital/dx-nintei/j5u9nn0000005hhp-att/dx-nintei-guidance.pdf>

認定申請書（第4～5面）の項目の構成は以下の通りです。

様式第16（第40条関係）（第四面及び第五面）	
情報処理の促進に関する法律施行規則第41条第2号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。	
(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明	
データ連携システムの目的、概要に関する説明	
データ連携システムの運用及び管理を開始した日	年 月 日
ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称	
開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明	
データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明	
(2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示	
文書等の名称	
記載箇所・ページ	
実施内容	
(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施	
文書等の名称	
記載箇所・ページ	
実施内容	

設問(1) :
データ連携システムの
運用・管理

設問(2) :
利用者に対する
データ管理に関する
事項の開示

設問(3) :
データ連携システムの
安全性・信頼性

図 2 認定申請書の構成 設問(1)～(3)

(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施 <table border="1"> <tr> <td>文書等の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>記載箇所・ページ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td></td> </tr> </table>		文書等の名称		記載箇所・ページ		実施内容		設問(4) : データ連携システムの 安全性・信頼性
文書等の名称								
記載箇所・ページ								
実施内容								
(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表 <table border="1"> <tr> <td>公表媒体（文書等）の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明</td> <td></td> </tr> </table>		公表媒体（文書等）の名称		準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明		設問(5) : データ連携システムの 相互運用性		
公表媒体（文書等）の名称								
準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明								
(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保 <table border="1"> <tr> <td>経営の安定性の確保に関する説明</td> <td></td> </tr> <tr> <td>経営資源の確保に関する説明</td> <td></td> </tr> </table> (注) (1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 備考、用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。		経営の安定性の確保に関する説明		経営資源の確保に関する説明		設問(6) : 事業安定性		
経営の安定性の確保に関する説明								
経営資源の確保に関する説明								

図 3 認定申請書の構成 設問(4)～(6)

認定申請書の各項目の記載方法は以下をご確認ください。

4.1.1. データ連携システムの運用及び管理に関する説明

(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明		
データ連携システムの目的、概要に関する説明		①
データ連携システムの運用及び管理を開始した日	年 月 日	②
ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称		③
開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明		④
データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明		⑤

① データ連携システムの目的、概要に関する説明

データ連携システムの目的と概要を記載してください。

② データ連携システムの運用及び管理を開始した日

データ連携システムの運用及び管理を開始した日を記載してください。

③ ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称

準拠するガイドラインの名称を記載してください。準拠が必要となるガイドラインは、IPA のウェブページで順次公開します。

④ 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明

複数の利用者向けの共通基盤であることの合理性を説明してください。（下記の情報処理の促進に関する法律施行規則第 41 条第 2 号ロ (2) の記載内容を参照）

⑤ データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明

データ流通機能及び連携サービス機能を有する公益 DPF としての機能要件を満たすことを説明ください。（下記の情報処理の促進に関する法律施行規則第 41 条第 2 号ロ (1) の記載内容を参照）

情報処理の促進に関する法律施行規則第 41 条第 2 号 該当箇所

ロ 事業者が、次のいずれにも該当する情報処理システムの運用及び管理（他の事業者に委託する場合を含み、外国政府等による影響を受けている場合を除く。）を行っていること。 （１） 運用及び管理を行う者が異なる複数の情報処理システムの連携を円滑に行うための効率的なデータの流通、処理及び利用等に関する機能（以下「データ流通機能」という。）並びに当該連携を行うために複数の情報処理システムに共通して必要な機能（データ流通機能として備えるものを除く。以下「連携サービス機能」という。）を備える情報処理システム（以下「データ連携システム」という。） （２） 運用及び管理を行う者が異なる複数の情報処理システムの連携によりこれらの者が多様なデータを活用できることを目的として、情報処理システムの運用及び管理を行う者がその開発、運用及び管理を単独で行った場合における収益性が見込めないことその他の理由により、その開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的と認められるデータ連携システムであって、法第四十七条第一項第九号に規定する業務に応じてガイドラインその他の機構が定める文書にのっとり

4.1.2. 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示

(2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示		
文書等の名称		①
記載箇所・ページ		②
実施内容		③

①文書等の名称

下記の情報処理の促進に関する法律施行規則第41条第2号ハを説明するための資料名を記載してください。

②記載箇所・ページ

資料において記載がある箇所を記載してください。

③実施内容

具体的な実施内容を記載してください。

※機密性等の理由により抜粋が出来ない場合は、概要等粒度を落とした記載で問題ありません。

情報処理の促進に関する法律施行規則第41条第2号 該当箇所

ハ 事業者が、データ連携システムにおいて扱うデータに関して、守秘義務の遵守、目的外利用の禁止その他のデータの管理に関する事項を定め、当該データ連携システムの利用者取引条件として開示していること。

4.1.3. データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施

(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施	
文書等の名称	
記載箇所・ページ	
実施内容	

① 文書等の名称

下記の情報処理の促進に関する法律施行規則第 41 条第 2 号ニを説明するための資料名を記載してください。

②記載箇所・ページ

資料において記載がある箇所を記載してください。

③実施内容

具体的な実施内容を記載してください。

※機密性等の理由により抜粋が出来ない場合は、概要等粒度を落とした記載で問題ありません。

情報処理の促進に関する法律施行規則第 41 条第 2 号 該当箇所

ニ 事業者が、データ連携システムにおけるアクセス制御機能の整備、暗号化対策、サイバーセキュリティに関する対策、可用性の確保その他のデータ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置を継続的に講じていること。
--

4.1.4. データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施

(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施

文書等の名称		①
記載箇所・ページ		②
実施内容		③

①文書等の名称

下記の情報処理の促進に関する法律施行規則第 41 条第 2 号ホを説明するための資料名を記載してください。

②記載箇所・ページ

資料において記載がある箇所を記載してください。

③実施内容

具体的な実施内容を記載してください。

※機密性等の理由により抜粋が出来ない場合は、概要等粒度を落とした記載で問題ありません。

情報処理の促進に関する法律施行規則第 41 条第 2 号 該当箇所

ホ 事業者が、データ連携システムに接続する情報処理システムが満たすべき要件の明確化その他の情報処理システムの安全性及び信頼性が確保されていることを確認するために必要な措置を継続的に講じていること。

4.1.5. 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表

(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表	
公表媒体（文書等）の名称	
準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明	

①文書等の名称

下記の情報処理の促進に関する法律施行規則第 41 条第 2 号へを説明するための資料名を記載してください。

②準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明
準拠基準への整合の確認状況、整備状況を説明ください。

情報処理の促進に関する法律施行規則第 41 条第 2 号 該当箇所

へ 事業者が、データ連携システムと他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するために、当該データ連携システムが準拠する基準を公表していること。

4.1.6. データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保

(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保	
経営の安定性の確保に関する説明	
経営資源の確保に関する説明	

①経営の安定性の確保に関する説明

経営の安定性の確保を説明する内容を記載してください。（下記の情報処理の促進に関する法律施行規則第41条第2号トの記載内容を参照）

②経営資源の確保に関する説明

経営資源の確保を説明する内容を記載してください。（下記の情報処理の促進に関する法律施行規則第41条第2号トの記載内容を参照）

情報処理の促進に関する法律施行規則第41条第2号 該当箇所

ト 事業者が、データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業の運営に活用される資源をいう。）を確保していること。

4.2. 更新申請の場合

「4.1 新規申請の場合」を参考にウェブフォームに入力し、認定更新申請書（様式第17）を作成し、提出してください。

4.3. 認定を受けた申請書の内容を変更する場合

ウェブフォームより、認定変更届出書（様式第18）を作成し、提出してください。

下図は、作成された認定変更届出書（様式第18）のイメージですが、ウェブフォーム上で各項目に対応した入力を行ってください。

認定変更届出書	
① 申請年月日 年 月 日	
経済産業大臣 殿	② (ふりがな) 一般事業主の氏名又は名称
	③ (ふりがな) (法人の場合) 代表者の氏名
④ 住 所 〒	
⑤ 法人番号	
情報処理の促進に関する法律第28条の認定及び同法第29条第1項の認定の更新の申請書の内容について、下記のとおり変更がありましたので、届け出ます。	
⑥	
変 更 前	
変 更 後	

①申請年月日

申請書を提出する年月日を記載してください。

②一般事業者の氏名又は名称

申請者の氏名又は名称を記載してください。

③（法人の場合）代表者の氏名

申請者が法人である場合は、代表者の氏名を記載してください。

④住所

申請者の住所を記載してください。

⑤法人番号

申請者の法人番号を記載してください。

⑥変更内容

申請書の変更する部分を抜粋して記載してください。

5. 【参考】関係法令

- 5.1. 情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）
第三章 情報処理システムの運用及び管理に関する指針等
https://laws.e-gov.go.jp/law/345AC0000000090#Mp-Ch_3
- 5.2. 情報処理の促進に関する法律施行規則（平成28年経済産業省令第102号）
第三章 情報処理システムの運用及び管理に関する指針等
https://laws.e-gov.go.jp/law/428M60000400102/#Mp-Ch_3

以上